箕 面 市 介 護 予 防 日 常常 生 活支援 総 合 事 業 に お け る指 定 第 号 事 業者  $\mathcal{O}$ 

定等に関する要綱

(平成二十七年四月一日箕面市訓令第十四号)

改 正 平 成二十九年三月三十 日 箕面 市 訓 令 第 十六 号

改 正 平成 三十年三月二十三日箕面 市 訓 令 第 五. 号

改 正 令 和 二年三月 九 日 箕面 市 訓 令 第 几

改 正 令和 三年三月 +九 日 箕面 市 訓 令 第 + 七

改 正 令 和 六年三月二十 九 日 箕面 市 訓 令 第三十三号

(趣旨)

第 者」 第百 五 号事業者 条 十 五  $\mathcal{O}$ V 兀  $\overset{\sim}{\smile}$ う 。 ) 十五. 条  $\mathcal{O}$ (介護保険 要綱  $\mathcal{O}$ の三第 四十  $\mathcal{O}$ は 指定等 五第 法 \_\_ 介 項に規定する指定事業者をい (平成九 護予 に 項 第 関 防 必 年法律第百二十三号。 号に規定する第 日 要な 常生活 事 ,項を定 支援総  $\otimes$ 合事 るも 号事業を行 う。 業 以下  $\mathcal{O}$ に とする 以 下 お 法」 け う法 る لح 指定 指 第 V) 定 う。 百

(指定事業者の指定)

三百三十  $\mathcal{O}$ 規定に基  $\mathcal{O}$ とす 法第百十 一号。 る。 づき厚生労働 五条の 以 下 様式 几 大臣 十 五 告示 が  $\mathcal{O}$ 五. 定 \_ 第一  $\emptyset$ کے る い う 。 ) 様式 項  $\mathcal{O}$ 申請 <del>令</del> 別 紙 和五 は 様 式 介護保 年厚生労 第三号 険 (四) 働 法施 省 に 告示 行 規 り 行 第 則

2 定を す る。 申 市 長は、 請 者 な ただ 11 と 前項 £ 11  $\mathcal{O}$ う。 ) とす  $\mathcal{O}$ 次  $\mathcal{O}$ 申 る。 各号 に 請 が 9 あ  $\mathcal{O}$ 11 て 0 11 指 た ず 場合に 定 n 事 か 業者 に 該 お 当  $\mathcal{O}$ 11 て、 す 指 ると 定 当  $\mathcal{O}$ 該 き 適 は 申 否 [を審査 請 指 を 定 L 事業 す た 者 る 者 t 以以  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 下 لح

n 申 そ 請 者  $\mathcal{O}$ 取 が 消 法第百十  $\mathcal{O}$ H カコ 五 5 起算 条  $\mathcal{O}$ 兀 +7 五. 五. 年  $\mathcal{O}$ を 九 経過  $\mathcal{O}$ 規 定に な ょ V 者 ŋ 指 で あ 定 るとき。 を 取 消 さ

- 第二 令 と ょ 処 日 第三十 を決 分 か る 項 聴 に 請 5 起 第 定 聞 係 者 算 六 す る が 兀  $\mathcal{O}$ 号。 뭉 る 行 通 L 7  $\mathcal{O}$ 日 政 知 法 規定に 以 第 五 ま が 手 年 下 続 で あ 百 を 法 +  $\mathcal{O}$ 0 法 経 間 五 ょ た  $\overline{\phantom{a}}$ 施 過 る事 に、 平 条 日 行 成 L カコ  $\mathcal{O}$ 規 業 な ら当 介 五. 兀 則 護 11  $\mathcal{O}$ 年 + 保 該 法 t 廃 五 と 険法  $\mathcal{O}$ 止 処 律  $\mathcal{O}$ 11 で 第  $\mathcal{O}$ 分 九 う。) あ 届 施 を 八  $\mathcal{O}$ 出 す る 行 + 規 とき。 第百 規 を る 八 定 号) 則 日 に た 又 几 ょ 平 者 + は 第 る指 で、 成 十 条 + 処  $\mathcal{O}$ 五 定 分 当該 六 を 条  $\mathcal{O}$ <del>---</del> + 年  $\mathcal{O}$ 取 厚 届 な 規 消 定 の 三 生 出 に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$
- 三 年 定 定 わ 日 を ま に れ 申 経 ょ た 請 で ょ 過 者 る る 日  $\mathcal{O}$ 事 間 指 か が 業 定 5 な 当  $\mathcal{O}$ 法 VI  $\mathcal{O}$ ŧ 廃 法 取 該 第 施 百 止 消 検  $\mathcal{O}$ で  $\mathcal{O}$ 行 查 +L 届 あ 規  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 五. 出 結果 ると 則 条 処 を 第 分  $\mathcal{O}$ 百 12 に 兀 L た 係 基 + 兀 者 + る づ 五 で 条 聴 き  $\mathcal{O}$ 法 聞 七  $\mathcal{O}$ 当 六 第 第  $\mathcal{O}$ 該 十 期 百 \_\_ 届 十 項 日 五 出  $\mathcal{O}$ と  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 条 規 L  $\mathcal{O}$ 第二 定 7 日  $\mathcal{O}$ 通 に か 几 項 + ょ 5 知 起 第 L 五 る 算 兀 た 検  $\mathcal{O}$ 号 当 九 査 該  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ が 7 五 規 規 行
- 兀 は 著し 申 請 者 < 不 が 当 な 指 行為 定  $\mathcal{O}$ を 申 L 請 た 前 者 五 で 年 あ 以 る 内 と に き。 居 宅 サ ピ ス 等 に 関 不 正 又
- 五 と 認 申  $\otimes$ 請 者 5 が れ るとき 前 号ま で  $\mathcal{O}$ 11 ず n カュ に 該当する者と 密 接 な 関 係 を 有 す る
- 3 業 供 該 き 1 所 ず 本 す 事 市 市 業 長 る n  $\mathcal{O}$ 所 地 は 利 カ  $\mathcal{O}$ 住 用 域 に  $\mathcal{O}$ 指定事 者 該 民 を 通 常 当 基 に 11 う。 す 本 住  $\mathcal{O}$ 業者 台 る 民 事 業 帳 基 と に  $\mathcal{O}$ き 12 本  $\bigcirc$ 指定に 本市 実施 記 台 は 帳法 録さ  $\mathcal{O}$ 指 地 係 区域を含まな 定 れ 域 昭昭 る 事 7 事 **当** 業 1 和 業 者 る 兀 該 所 者が + = 事  $\mathcal{O}$ が 指 業 11 本 含 定 年 所 場合に 市 をす 法律 ま が  $\mathcal{O}$ れ 通 区 る 第 常 て 限 域 こと お 時 八 る。 り +に に が サ あ 号) で は か る きる F. 0 場 に 当 ス 該 次 基 を (当 事  $\mathcal{O}$ づ
- 者 当  $\mathcal{O}$ 指 該 定 事 業 当 所 該 が 市 そ 町  $\mathcal{O}$ 村 所在  $\mathcal{O}$ 指 定 す 基 る 市 潍 町 が 村 本 市 特 が 別 定 X  $\Diamond$ を含 る指 む。) 定基 準 カン لح ら 指定 同 等 事

である場合に限る。) を受けているとき。

- 当 該 事業所  $\mathcal{O}$ 利 用 者 が 次  $\mathcal{O}$ 11 ず れ カュ に 該 当する 者 で あ ると
- 1 号に 本台帳 十三年 局 長等 配 お 偶 事 法 者 VI カ 務 律 7 5 カュ 第三十 処 各 5 「支援措 ·都道府 理  $\mathcal{O}$ 要 暴 領 \_ 力 置 号) 県  $\mathcal{O}$ の昭 知 防 事 第 と 和 止 あ 及 11 兀 <del>\_</del> う。 て 十二年自 条第二項に び 通 被害者 知 を受け 治 に  $\mathcal{O}$ 保護等 基 振 規 て 第百 定す づ V く支援措 る 五. る に ŧ 十号等 被害者 関 す る 置 で、 法 自 以 治 住民 下 省 平 行 基 成  $\mathcal{O}$
- 口 措 号) 置 ス を 受け 第七 力 条 7 第 11 行 為 る ŧ 項 等 12  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 規 定 制 す 等 る に ス 関 す 1 る法 力 律 行 平 為 等 成 十二年  $\mathcal{O}$ 相 手 方 法 で、 律 第 支援 八 +
- ハ 待 を受 平 高 成 齢 け 十七 者虐 た 者 年 待 で 法  $\mathcal{O}$ 律 防 第 止 支援措置を受け 百 <u>二</u> 十 高齢 四号) 者  $\mathcal{O}$ 養護者に 第二条 7 11 る 第三項 対 す る 支 に 規定 援 等 す に 関 る 高 す 齢 る 者 法
- = そ  $\mathcal{O}$ 他 1 カュ 5 ハ ま で に 掲 げ る者 に 準 ず る ŧ  $\mathcal{O}$ と L 7 市 長 が 認  $\otimes$ る

者

- 4 援事 地 市長は、 業 域 支援事 者 業  $\bigcirc$  $\mathcal{O}$ 指 円 定を 業に 指定 滑 か L 係 事 0 業者 な 適 る 計 切 1  $\overset{\sim}{\smile}$ な 画  $\mathcal{O}$ 量を超 指定に 実施 と が で に きる。 支障 過 ょ す 0 て が る 箕 場 生 合そ 面 じ 市 る لح  $\mathcal{O}$ 介 護保 認 他 8  $\mathcal{O}$ 険 本 5 市 事 れ 業 る に 場 計 お 合 け 画 は に る 地 定 指 域  $\otimes$ 定 支 る
- 5 な と る 1 き 市 長は とき は  $\mathcal{O}$ لح 事 業 す は 事業者 者指 前三 定 項 不 通  $\mathcal{O}$ 指 知 規 定 定 書 通 に 様式 ょ 知 書 り 審査 第 様 号) 式 L 第二号) た 結 に 果、 ょ V) に 指 定 指 ょ 定 事 n 業者 事業 申 請 者  $\mathcal{O}$ 者 指  $\mathcal{O}$ 指 定 に 定 を 通 知 を す る す
- 6 指 前 定 項 事  $\mathcal{O}$ 業者 規 定に  $\mathcal{O}$ ょ 指 定 る 指  $\mathcal{O}$ 更新 定 事業者  $\mathcal{O}$ 指 定  $\mathcal{O}$ 有 効 期 間 は 六 年 間

第三 様 式 条 (第三号 法 第 (五) 百 + に 五 ょ り行 条  $\mathcal{O}$ 兀 う +ŧ 五  $\mathcal{O}$ とす  $\mathcal{O}$ 六 第 項  $\mathcal{O}$ 更 新  $\mathcal{O}$ 申 請 は 様 式 告 示 别

2 号)\_ 定通  $\mathcal{O}$ 更 前 新 知 条 と 読 第二 12 書 9 (様 み替えるも 項、 11 式 7 第 第三項、 準用する。 \_ 号)」  $\mathcal{O}$ とする と 第 ک 五 ある  $\mathcal{O}$ 項 場 合 及  $\mathcal{O}$ び 第 は 12 お 六 事 項 業 11 7 者指  $\mathcal{O}$ 規 定 同 定 条第 は、 更新 五 指 通 定 項 知 中 事 書 業者 様 事業者指 式  $\mathcal{O}$ 第三 指 定

変更の届出等)

第 三号 几 様 示 式 条 別 紙 第三号 様 によ 指 式 定 第三号  $(\Xi)$  $\mathcal{O}$ ŋ 申 に 事 請 ょ  $\equiv$ 業 事 り 項  $\mathcal{O}$ に 休 廃  $\mathcal{O}$ ょ 変更に 止 り 止 及 行 L た び う 係 ŧ 事 休 業 止 る  $\mathcal{O}$ とす 12 t  $\mathcal{O}$ 再 係  $\mathcal{O}$ 開 る 12 る あ t に 係  $\mathcal{O}$ 0  $\mathcal{T}$ る 12 t あ は 様 0  $\mathcal{O}$ 7 式 に 告示 あ は 様 0 式 別 7 告 紙 は 示 様 様 別 式 式 紙 第

- 2 き は 指 定 +  $\mathcal{O}$ 申 日 請 以 事 内 に 項 そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 変 旨 更 を が 市長 あ 2 に たとき、 届 け 出 又は な け 休 n ば 止 な た 5 な 事 業 を 再 開 た لح
- 3 準 用 前 する。 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は 指 定  $\mathcal{O}$ 更 新  $\mathcal{O}$ 申 請 事 項 に 変 更 が あ 0 た 場 合 に 9 11 7

(指定の取消し等)

第五 指定 期 知 き 間 す は る 事 を を 業者 定 取 市 t  $\Diamond$ 長  $\mathcal{O}$ り 効 消 と 7 は す 力 そ たとき る。 停  $\mathcal{O}$ 法第百十 指定 止 通 事 は 知 業者 事業者 五条 書 様  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 式 指 指 几 第五 定 + 定 取 五  $\mathcal{O}$ 号) 全 消  $\mathcal{O}$ 部 通 九 知  $\mathcal{O}$ に 又 は 書 規 ょ 定に ŋ <del>---</del> 部 様 当 式 ょ  $\mathcal{O}$ 該 第四 り、 効 指 力 定事業者 号) 指 を 停 定 に 事業 止 ょ 者 り、 た

(事業者情報の公表及び提供)

第六 定 条 は کے 指 市 11 定 長  $\mathcal{O}$ は 取 消 第二 を L 等 条 たときは 又 カコ は 5 前条 変 更 当  $\mathcal{O}$ ま 該 届 で 指 出  $\mathcal{O}$ 定 等 各 等 規  $\mathcal{O}$ 12 受 定 係 理 に 以下 ょ る事業者に る 指 定、  $\mathcal{O}$ 条 関 指 に す 定 お る情  $\mathcal{O}$ 11 更 て「指 新  $\mathcal{O}$ 

うち、 次 12 掲げ る事 項を公表するととも に、 大阪 府、 玉 民 健 康保険 寸 体

連合会その 他  $\mathcal{O}$ 機 関 にこれを提供することが できる。

- 事 業所  $\mathcal{O}$ 名 称 及  $\mathcal{U}$ 所 在地
- 申 - 請者、 その 主たる事務所 の所在 地 並 び に 代 表者  $\mathcal{O}$ 氏 名及 び 住所
- 三 指 定年月 日、 指定更新年月 又は 指 定 取 消 年

日

月

日

兀 事 業開 始年月 日又は 事業終 了 年 月 日

五. 運営規 程

六 介護保 険 事業 **派所番号** 

七 前各号 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カュ 市 長が 適当と 認  $\emptyset$ る 情報

(委任)

第七 条  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 要綱 に 規定す る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か 介 護 予 防 日 常生活支援総 合事

業に おけ る 指定事業者  $\mathcal{O}$ 指 定等 12 関 必 要な 事 項 は 市長が 別 に定める。

附 則

 $\mathcal{L}$  $\mathcal{O}$ 要綱 は 平成二十七 年 兀 月 \_ 日 カュ 5 施 行 す る。

附 則 (平成 二十九 年箕面 市 訓令 第十六号)

 $\mathcal{L}$  $\mathcal{O}$ 要綱 は 訓 令  $\mathcal{O}$ 日 カコ ら施行 ける。

附 則 (平成三十年箕面 市 訓 令第五号)

(施行 期 日

1  $\overset{\sim}{\smile}$  $\mathcal{O}$ 要綱 は 訓 令  $\mathcal{O}$ H カュ ら 施 行 す る

経 過 措置

2  $\mathcal{O}$ 要 綱  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現に指定 事業者  $\mathcal{O}$ 指定を受け て 1 る者  $\mathcal{O}$ 当該指定

 $\mathcal{O}$ 有 効 期 間 9 11 7 は な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。

附 則 令 和 年箕 面 市 訓 令 第 几 号)

施 行 期

1  $\mathcal{O}$ 要綱は 令 和二年 兀 月 日 カン 5 施行 する。

## 経 過 措 置)

- 2 合事 れ れ 合 た 申 た 事 業 業に 申  $\mathcal{O}$ 12 請とみなす。 請 要 お は お 綱 け け  $\mathcal{O}$ 施 る指  $\overset{\succ}{\smile}$ る  $\mathcal{O}$ 指 行 要綱に 定第 定  $\mathcal{O}$ 第 際、 \_\_ \_\_ 号事 号事業者 ょ 現に る改 業者 改 正 正 前 後  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 指定等に関 指  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 箕面市· 定等 箕面市 に関 介護予 介護予 する す る 要綱 要 防 防 綱 •  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 日 常 規 常 規 生活支 定 定 生活支援 12 12 ょ ょ 援 ŋ り 総 さ 総 さ
- 3 手 行為とみ 続 そ  $\mathcal{O}$ 要綱  $\mathcal{O}$ な 他 す  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 行 施 為 行 は  $\mathcal{O}$ 際、  $\overset{\sim}{\smile}$ 現  $\mathcal{O}$ 要 に 綱 指 定  $\mathcal{O}$ 事 相 当規 業 者 定に  $\mathcal{O}$ 指 ょ 定 り  $\mathcal{O}$ 更 な 新 さ れ に た 関 手 し 続 て な そ さ  $\mathcal{O}$ 他 れ た  $\mathcal{O}$
- 4 £  $\mathcal{O}$ は  $\mathcal{O}$ 要 綱 所 要  $\mathcal{O}$ 0 施 修 行 正  $\mathcal{O}$ を 際、 加 え、 改 正 な 前 お  $\mathcal{O}$ 使 様 用 式 第 することが <del>---</del> 号 に ょ できる。 る 用 紙 で 現 に 残 存 す

附 則 **令** 和三年箕 面 市 訓 令 第 + 七 号)

施施 行 期 日

1  $\mathcal{O}$ 要綱 は 令 和  $\equiv$ 年 兀 月 日 カュ 5 施 行 す る。

(経 過 (措置)

2 三号及 え、  $\mathcal{O}$ お  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 要綱 使 様 式  $\mathcal{O}$ することが 施 第四号に 行  $\mathcal{O}$ 際、 ょ できる。 る用紙 改正 前 で  $\mathcal{O}$ 現に 様 式 残存する 第 号、 Ł 様 式  $\mathcal{O}$ 第二号の三、 は 所 要  $\mathcal{O}$ 修 正を 様 式第

附 則 **令** 和 六 年箕 面 市 訓 令第三十三号) な

用

施 行 期 日

1  $\mathcal{O}$ 要 綱 は 令 和 六 年 兀 月 日 カコ 5 施 行 す る。

経 過 措置

2 に 0 11  $\mathcal{O}$ 7 要 綱 は  $\mathcal{O}$ 施 改 正 行 後  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 様 式 現 に に ょ 改 り 正 行 前 わ  $\mathcal{O}$ れ 様 た 式 申 に 請 ょ 又は ŋ 行 届 わ 出 れ た と み 申 んなす。 請 又 は 届 出